

令和6年度 MICE 誘致に向けた観光地域づくり推進業務委託仕様書

1. 事業目的と概要

本県では、観光 GDP の飛躍的かつ持続的な拡大を目指すために、県内それぞれの地域にフォーカスし、地域ごとに観光地としての磨き上げを行う「観光地域づくり」を推進しているが、その一環として、地域への経済波及効果の高い MICE 分野について、MICE 関連事業者・地域等（ホテル事業者、会議施設運営事業者、交通事業者、DMO、観光協会等）が一体となった誘致活動を展開する体制を構築する必要がある。

そこで、MICE 関連事業者を含む産学官地域一体となった MICE 分野における情報共有・意見交換の場を設定するなどステークホルダー間の連携体制の構築を支援するとともに、連携の成果として、会議運営会社である PCO（Professional Congress Organizer）、旅行会社等との意見交換会の開催や MICE 誘致用のプランナーズガイドブックを作成することで、MICE 分野にかかる産学官一体となった誘致体制づくりに取り組む。

2. 委託上限金額

3, 9 6 0 千円以内（消費税及び地方消費税（税率 10%）を含む）

3. 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日（金）まで

4. 業務内容

（1）産学官地域一体となった MICE 誘致にかかる連携体制の構築

①MICE 関連事業者・地域等との情報共有・意見交換会の開催

日 程：契約締結後～令和7年2月のうち年2回程度

場 所：奈良市内 会議スペース

参加規模：20 名程度（別途県職員 5 名程度）

【参加者想定】

- ・ホテル事業者（国際会議、海外インセンティブ旅行等の受け入れが可能な施設）
- ・会議運営事業者（国際会議等の受け入れが可能な施設）
- ・交通事業者（タクシー会社、バス会社 等）
- ・地域関係者（DMO、観光協会、大学、行政機関 等）
- ・その他（エクスカージョン、ユニークベニュー等にかかる体験コンテンツ提供事業者 等）

【留意事項】

- ・開催日程、開催内容、参加者等については、県と協議の上、決定する。

②PCO・旅行会社等との意見交換会の開催

日 程：令和7年1月～2月のうち、1日間（3時間程度）

場 所：奈良まほろば館 イベントルーム（想定）

参加規模：25 名程度（別途県職員 5 名程度）

内 容：MICE 誘致に向けた意見交換会及び奈良県での MICE 関連施設等の情報共有、
MICE 誘致に向けた県産食材、県産品等の PR 等

【参加者想定】

- ・ PCO
- ・ 旅行会社
- ・ その他（学会系国際会議を主催する大学関係者 等）

【留意事項】

- ・ 開催日程、開催内容、参加者等については、県と協議の上、決定する。
- ・ 試供用県産食材・県産品等の手配は 150,000 円程度(25 名程度×6,000 円)で見積もること。
- ・ 意見交換会の実施に必要な資料については、県と協議の上、決定。（奈良市内飲食店情報等）

(2) MICE プランナーズガイドブックの制作

上記 4（1）及び以下の内容を踏まえて、MICE 開催地の誘致・決定に関わる情報等（県内の MICE 施設、ホテル、ユニークベニュー、エクスカーショ、飲食等）を網羅し、総合的にまとめたプランナーズガイドブックの企画・デザイン・作成を行う。

【プランナーズガイドブックの体裁・構成等】

- ・ プランナーズガイドブックは、A4 サイズ（日本工業規格）、カラーとし、ページ数は両面 20 ページ程度（表紙・裏表紙含め 40 ページ程度）とすること。
- ・ 日本語版 500 部及び英語版 250 部を制作すること。詳細については受託者提案に基づき、県と受託者との協議の上、決定する。
- ・ 全体的に写真・図・イラスト等を多く使用し、視覚的に伝わりやすいものとする。詳細なデザイン・構成・編成等は受託者提案に基づき、県と受託者との協議の上、決定する。（印刷用紙の種類、文字フォント、型式、情報毎の分冊化等）
- ・ 他都道府県、DMO 等の MICE 用プロモーション用ツールを参考に、上記 4（1）①における関係者等へのヒアリング結果などを踏まえた内容とすること。
- ・ 随時構成・編成・掲載内容等について県と協議を行い、県の指示について確実に対応すること。
- ・ 成果品は上記で指定する紙媒体のほか、PDF 形式及び編集可能な形式の両方を、県へ電子データ（CD-R 又は DVD-R 及び県の指定する方法）により納品すること。
- ・ プランナーズガイドブックの主な構成案は以下のとおりとする。詳細については受託者提案に基づき、県と受託者との協議の上、決定する。

項目	内容
① 表紙	・「奈良らしさ」を感じる写真・イラスト等を使用し、印象的なものとする。 ・ 一目で奈良県の MICE ガイドブックと認知できるデザインとすること。
② 導入・奈良県の紹介	・ 奈良県の特徴、特色、情報等を写真・イラスト等を使用し、紹介すること。（地理情報、主要な歴史・文化・自然・観光資源、産業、県産品、県産食材等） ・「なぜ奈良で MICE を開催するのか？」というテーマで奈良開催のメリット・優位性を分かりやすくまとめること。
③ アクセス・マップ	・ 地図、イラスト等を用い、空港や新幹線駅から奈良県への所要時間、アクセス、距離感を記載すること。
④ 開催支援制度	・ 奈良県ビジターズビューローが実施する開催支援について分

	<p>かりやすくまとめること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催支援の内容は年度毎に変わる可能性があるため、詳細はプランナーズガイドブックとは別紙にし、A4サイズ（日本工業規格）、カラー、1枚（表・裏）にまとめること。
⑤ MICE 施設	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の MICE 施設及び MICE 会場となりうるホテル等について写真、会議室情報（面積・収容人数・料金概要等）付きで掲載すること。 ・県内の MICE 施設及び MICE 会場となりうるホテル、その他ユニークベニュー等の位置関係がわかる「MICE 施設マップ」を作成すること。
⑥ 宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の主要ホテル、MICE 参加者によく利用されるホテルを写真、規模情報（客室数・収容客数等）付きで掲載すること。 ・一定の客室数以上のホテル等一覧を掲載すること。
⑦ ユニークベニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の MICE 向けユニークベニューについて写真付きで掲載すること。
⑧アトラクション ・エクスカッション	<ul style="list-style-type: none"> ・MICE 参加者向けのアトラクション、エクスカッション、テクニカルビジット等について写真付きで掲載すること。
⑧ 飲食・ケータリング	<ul style="list-style-type: none"> ・県産食材や県の代表的な飲食メニューを写真付きで紹介すること。 ・県内の MICE 会場で利用可能なケータリングメニュー事例を写真付きで掲載すること。
⑨ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・その他必要と思われる情報について、受託者提案により掲載することも可とする。

(3) 共通事項

- ・上記 4 (1) ～ (2) の業務実施に係る費用は委託料に含むこと。（委託料に含む主な経費：参加者募集、会場手配及び設営、会合の資料・議事録・報告書作成、有識者の招聘、会合に使用する OA 機器類（ノートパソコン・プロジェクター・スクリーン・Wi-Fi・IC レコーダー等）、県産食材・県産品等を活用した試供、制作物の企画・デザイン・制作料等に要する経費）
- ・事業実施に際して、経費の配分変更等が生じた場合、県と協議の上決定すること。
- ・資料作成、情報発信、ガイドブック制作等において、写真・映像・音楽著作権、肖像権等の他の知的財産権を使用する場合は、必要な調整・許認可申請手続き等を行うとともに、使用料等の負担及び責任は受託者側において負うこと。

5. 業務完了報告

(1) 業務完了報告書

受託者は業務完了後速やかに業務完了報告書を県に提出し、県の検査を受けること。

(2) その他

県は報告を受けた場合は、書類内容の審査及び報告を求めることができる。また、事前に受託者に通知し、受託者の業務所内規則遵守を前提に、業務場への立ち入り、請求内訳その他の物件を検査し、関係者への質問等、必要な調査を行うことができる。

6. 業務上知り得た情報の秘密保持

受託者及び業務従事者等（本業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、業務上知り得た秘密を本業務遂行上必要のない第三者に漏洩、開示してはならない。また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。

7. 著作権の帰属

この事業により作成される成果物の著作権等の取り扱いは、原則として以下に定めるところによる。

- ・受託者は、成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28号に規定する権利を含む。）を、発注者である奈良県に無償で譲渡するものとする。
- ・奈良県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務の目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ・受託者は、奈良県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。
- ・受託者は、本事業における成果物について、奈良県及び県が指定する第三者に対して著作人格権を行使しないものとする。
- ・映像、音楽等の著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、奈良県は責任を負わないものとする。

8. その他留意事項

- ・業務を実施するにあたっては当仕様書記載内容を遵守し、随時県と調整を行うこと。
- ・当仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- ・本業務の趣旨に合致するもので、本業務の目的達成に資すると県が認める場合にあっては、委託金額の範囲内において、県と受託者との協議の上、当仕様書の一部変更・修正ができるものとする。
- ・仕様書に示す業務の遂行に支障があると県が判断した場合は、協議の上、担当者の変更等ができるものとする。
- ・本業務を受注しようとする者は、以下の遵守事項を理解した上で受注すること。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。